

事業継続緊急対策 給付金

に関するお知らせ

趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している事業者に対して、事業継続のための経済支援を目的とした給付金を支給します。

支給条件

①令和4年1月から6月までのいずれかの月(減収月)の売上高が令和元年(平成31年)同月と比較して **30%以上**減少している事業者

(創業3年に満たない事業者は、前月又は前々月の売上と比較するか、前年又は前々年のいずれかの同月の売上と比較して30%以上減少していること)

②給付金の受給後も事業活動を継続する意欲があること

③確定申告又は市民税・県民税の申告をしていること

④令和3年度の市税等に滞納がないこと(猶予を受けている方を除きます)

⑤飲食業においては感染症対策を講じていること

申込期間

令和4年 **3**月**7**日から**7**月**31**日まで

当日消印有効

提出書類

1. 給付金支給申請書(又は飲食事業者用)
 2. 申告に関する書類の写し※
個人：令和2年分確定申告書又は令和3年度市民税・県民税申告書類等
法人：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書
 3. 減収月と令和元年(平成31年)同月の売上高が確認できる書類
 4. 業種別営業許可証等の写し※
 5. 飲食業においては感染対策を講じていることが分かる書類等※
- ◎感染拡大防止のため郵送による申請にご協力ください。**

※2, 4, 5は「第2次経済支援対策給付金」又は「第3次飲食業支援給付金」の申請時に添付している場合は省略可

申込み・問合せ先 十和田市農林商工部商工観光課

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1

TEL: 0176-51-6773 FAX: 0176-22-9799

E-mail: shokokanko@city.towada.lg.jp

対象事業者及び給付額

① タクシー、運転代行、高速・貸切バス運行、遊覧船

事業者区分	登録台数/区分	給付額(1事業者あたり)
タクシー・運転代行	1～5台	10万円
	6～10台	20万円
	11台以上	30万円
バス	高速バス・貸切バス	100万円
遊覧船	-	100万円

② 旅館・ホテル・簡易宿泊所、結婚式場

事業者区分	登録台数/区分	給付額(1事業者あたり)
旅館・ホテル・ 簡易宿泊所	20部屋以下	20万円
	21～50部屋	50万円
	51部屋以上	200万円
結婚式場	-	200万円

③ 製造・卸売・小売業、観光、学習支援、生活関連サービス、建設業等

事業者区分	給付額(1事業者あたり)
<ul style="list-style-type: none"> ○製造業：印刷、容器製造等 ○卸売業：機械器具、建築材料等 ○小売業：衣料品、雑貨等 ○観光事業：土産物店、イベント関連事業者等 ○学習支援業 ○生活関連サービス業 理容・美容、公衆浴場、貸衣装、写真館 クリーニング、カラオケ、マッサージ、 駐車場(月極・賃貸除く)等 ○建設業 	20万円

④ 飲食業

事業者区分	給付額(1店舗あたり)
飲食業 食堂、レストラン、居酒屋、スナック、 持ち帰り弁当屋、宅配ピザ、仕出し屋等	20万円以内

業種別営業許可証等の写し

① タクシー、運転代行、高速・貸切バス運行、遊覧船

○ タクシー業

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し
- ・ 申請日現在の登録台数の分かる書類等の写し(任意様式)

○ 運転代行業

- ・ 自動車運転代行業の認定証の写し
- ・ 申請日時点の車両登録台数の分かる書類等の写し(任意様式)

○ 高速・貸切バス事業者

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証、事業計画(路線)等の写し
- ・ 一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

○ 遊覧船事業者(一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業)

- ・ 一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業に係る許可証等の写し

② 旅館・ホテル・簡易宿泊所、結婚式場

○ 旅館・ホテル・簡易宿泊所

- ・ 旅館業法に基づく許可証等の写し
- ・ 申請日時点の客室数の分かる書類等の写し(任意様式)
- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項第4号に規定する施設(ラブホテル等)は対象としない。
- ※ 農家民宿や葬祭場など、宿泊サービスを広く一般に常時提供している宿泊施設でない場合は対象としない。

③ 製造・卸売・小売業、観光、学習支援、生活関連サービス、建設業等

○ 製造・卸売・小売業

- ・ 許認可が必要な事業者においては、許可証等の写し(食品衛生法、酒税法等に基づく許可証等)

○ 観光業

- ・ 観光業を営むことを証する書類等(任意様式)
- ※ 施設や取扱商品の写真、事業内容等が分かる資料等

○ 学習支援業、生活関連サービス業

- ・ 許認可が必要な事業者においては、許可証等の写し(保健所の開設検査確認済証等)
- ・ 当該事業を営むことを証する書類等(事業開始届の写し、ホームページやチラシの写し、施設の外観の写真等)

○ 建設業

- ・ 建設業の許可票等の写し

④ 飲食業

○ 飲食業

- ・ 飲食店の営業許可証等の写し

よくある質問(Q&A)



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

「十和田市事業継続緊急対策給付金」

<http://www.city.towada.lg.jp/docs/2020060200057/>

共通

Q. 以前、経済支援対策給付金もしくは飲食業支援給付金を受給していますが、今回も申請できますか。

A. 再度申請できます。

Q. 支給対象事業を複数営んでいます。重複して受給することはできますか。

A. 重複して受給することはできません。支給対象事業のうち、最も金額の大きい給付金額を支給します。ただし、**①**のうち「高速・貸切バス運行、遊覧船」を営んでいる場合に限り、合算して支給します。

Q. 支給対象事業の他に、不動産業や給与収入などの事業を営っていますが、対象となりますか。

A. 市内において「**①**タクシー、運転代行、高速・貸切バス運行、遊覧船」、「**②**旅館・ホテル・簡易宿泊所、結婚式場」、「**④**飲食業」を営んでいる場合は、不動産収入や給与収入があったとしても対象となります。

「**③**製造・卸売・小売業、観光、学習支援、生活関連サービス、建設業」を営んでいる場合は、売上高の最も大きい事業(主たる事業)が**③**のいずれかであれば、不動産収入や給与収入があったとしても対象となります。

Q. 複数の店舗を営っていますが、店舗数分申請することはできますか。

A. 飲食業を営む場合に限り、経営する飲食店舗数分の申請をすることができます。飲食業以外の事業を営む場合は、申請・給付は事業者単位となりますので、複数店舗の申請をすることはできません。

Q. 減収月と令和元年(平成31年)同月の売上高が確認できる書類とは何ですか。

A. 帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。

生活関連サービス等事業者

Q. **③**以外の業種は対象となりませんか。

A. 内容により対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

建設事業者

Q. 現場作業のみで事業所(店舗)を持っていません。対象となりますか。

A. 市内に住所を有する方に限り、居住地を事業所とみなし、対象となります。

飲食業者

Q. 1店舗あたり必ず20万円が支給されますか。

A. 減収月の令和元年(平成31年)同月の売上高が20万円未満であれば、その額(千円未満切捨て)が支給金額の上限となります。

Q. 提出書類5の感染対策を講じていることがわかる書類とは何ですか。

A. 次のいずれかを添付してください。

- ・「青森県新しい生活様式対応推進応援金」の支給決定通知書の写し
- ・「あおり飲食店感染防止対策認証ステッカー」の認定書又はステッカーの写し
- ・3種類以上の感染対策の取組み状況がわかる写真等

※市・十和田商工会議所・十和田湖商工会が作成した「安心対策実施店ステッカー」又は市・十和田市飲食業協会が作成した「安心対策実施店ステッカー」の配布を受けている店舗は、感染対策状況等を把握しているため、写真等の添付を省略することができます。